

令和4年度 鯖江市保育料徴収基準額表（令和4年9月改正）

各月初日の入所子どもの属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）		
		3歳未満児（4月1日時点）		
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
第2	市民税非課税世帯	0	0	
第3	市民税所得割の課税額が次の区分に該当する世帯	円未満 24,300	8,000 (3,500)	7,800 (3,400)
第4		～48,600	11,000 (5,000)	10,800 (4,900)
第5		～72,800	17,000 (7,000)	16,700 (6,900)
第6		～77,101	21,000 (9,000)	20,600 (8,800)
		～97,000	21,000	20,600
第7		～133,000	29,000	28,500
第8		～169,000	36,000	35,300
第9		～301,000	46,000	45,200
第10		～397,000	49,000	48,100
第11		397,000 以上	54,000	53,000
<p>《軽減について》</p> <p>(1) 同一家族で2人以上保育所に入所している場合は、年齢の大きい児童が全額、次の児童が1/2、以降の児童が無料</p> <p>(2) 第3子以降の児童は無料</p> <p>(3) 市民税所得割の課税額が169,000円未満の世帯は、保護者が監護し、生計が同じ「子ども」であれば、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降が無料</p> <p>(4) 市民税所得割の課税額が77,101円未満のひとり親世帯等、在宅障がい者（児）のいる世帯等は、保護者が監護し、生計が同じ「子ども」であれば、第1子の年齢にかかわらず、第1子が特別額（上記料金表カッコ書の料金）</p> <p>(注1) 各年齢基準額に応じた軽減額です。同じ施設に入所していなくても、(1)は適用します。</p> <p>(注2) (4)については、申請書を提出した翌月から適用となります。</p> <p>(注3) 保育料は原則として父母の市民税所得割額を基に算定されますが、同居している祖父母が家計の主宰者である場合には、祖父または祖母が算定の対象となることがあります。</p>				

\*幼児教育・保育の無償化により、1号認定の児童、2号認定のうち3歳以上児（4月1日時点）の保育料は無料となります。